

令和2年9月

議 事 録

白浜町農業委員会

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和2年9月11日（金）午後1時30分
2. 開 会 令和2年9月11日（金）午後1時30分
3. 開 議 令和2年9月11日（金）午後1時30分
4. 閉 会 令和2年9月11日（金）午後1時57分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 柏木 彰文	3 番 鈴木 隆文	4 番 田中 英二
5 番 山本 孝一	6 番 市川 博	7 番 後呂 豊	8 番 高垣 啓
9 番 藤原 久恵	10 番 杉谷 孫司	11 番 寒川 敏行	12 番 小野 真一
13 番 小阪 孝太郎	14 番 楠本 徹男		
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

係 長 榎本 隆司	主 査 橋本 昂樹	主 査 濱口 大輝
-----------	-----------	-----------

9. 議事日程

議題

報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
報告第 9 号	農地使用貸借の合意解約通知について	2 件
議案第 33 号	農地法第 3 条の規定による許可について	2 件
議案第 34 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について	4 件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
それでは、只今より会議に入らせていただきます。
本日の会議の欠席委員はございません。全員出席です。

また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。

それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。2 番の柏木 彰文委員と 10 番の杉谷 孫司委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

2 番委員、10 番委員 はい。

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。

議長 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

事務局 はい、報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。
議案書の1ページをお願いいたします。

対象地は〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は572㎡です。
賃借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、賃貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。
賃借権、小作権の解約です。
申請理由は、双方合意に至り解約したため、届出をしましたとのこと。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 8号につきましては、報告とさせていただきます。
続きまして、報告第 9号 農地使用貸借の合意解約通知についてを、事務局より報告願います。
2件でございますが、一括して事務局から報告願います。

事務局 はい、報告第 9号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。
まず、1番につきましてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。
対象地は、〇〇字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ2,173

m²、791 m²、1,777 m²、1,944 m²の、合計 6,685 m²です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

農地法第3条による使用貸借権の解約です。

理由は、借人が病気で農業経営が困難であるため、届出をしましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

対象地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は1,927 m²です。

借人は、〇〇で、貸人は〇〇の〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

使用貸借権の解約です。

理由は、貸人の自己都合のため、届出をしましたとのことです。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 9号につきましては、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第33号 農地法第3条の規定による許可についてを上程致します。

2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第33号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。

説明に入る前に一箇所訂正をお願いいたします。6ページ、議案第33号 1番の右端の付記欄で、譲受人の耕作面積 15,634 m²とありますが、5,371 m²の誤りでございます。申し訳ございませんが、訂正をよろしくお

願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積はそれぞれ、1,016 m²、1,761 m²、2,594 m²の、合計 5,371 m²です。

譲受人は、〇〇の〇〇で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

所有権の移転で、譲受人の〇〇の耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、5,371 m²となります。

申請理由は、譲受人においては、バナナ及びコーヒー栽培を新規事業として行うために、譲渡人が所有する当該地を利用したい旨の申出をし、承諾を得たので、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、譲受人より当該地を利用したいという申出に対して、承諾したので、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は 1,927 m²です。

譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと 64,124.95 m²となります。

申請理由は、譲受人においては、当該地は居住地の近くであり、面積の拡大を図り、生産量を増やしたく、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地は相続により取得しましたが、耕作できないため、本申請に至りましたとのことです。

1番につきまして、法人が農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定される法人で、同項の第1号から第4号までの全ての要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たす法人をいいます。

許可に当たりまして、農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件を全て満たす法人であるかを確認する必要があります。

要件につきましては、これからお話しする5項目があります。

1つ目は、株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。譲受人の法人の形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開の会社であることを確認しておりますので、要件を満たしております。

2つ目は、法人の主たる事業が農業である必要があります。譲受人の事業はハウスを利用した、バナナとコーヒの栽培ですので、要件を満たしております。

3つ目は、株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などであり、その者の議決権が過半を占めている必要があります。譲受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が、所有する議決権の過半を占めていることを確認しておりますので、要件を満たしております。

4つ目は、株式会社の場合は、役員の数過半をその法人が行う農業に常時従事する者が占めている必要があります。譲受人の役員については全員が常時従事者であることを確認しておりますので、要件を満たしております。

5つ目は、役員1人以上が、その法人が行う農業に必要な農作業に原則年間60日以上従事する必要があります。譲受人の農作業の常時従事日数は60日以上であり、要件を満たしております。

以上、農地法第2条第3項の農地所有適格法人であることの要件を全て満たしており、譲受人は農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。

精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。

以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。

1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 はい。4日の日に〇〇さんと現地確認しています。譲受人の株式会社はハウスをすると聞いています。条件を

満たしているということで異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現況につきましては、通年、水稻栽培をしています。保全上きちんと管理していますので問題はございません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

〇〇委員 すいません。この会社について〇〇ということですが、聞いたことがありません。

事務局 〇〇さんという会社をしていました。

〇〇委員 わかりました。

〇〇委員 すいません。この5, 371㎡については何をされていますか。

事務局 今現在、みかんの木が植わっていますが、使われていない状況です。

議長 ハウスを建てる計画はすでにでていますか。

事務局 提出されています。

〇〇委員 図面はでてきていますか。

事務局 配置とかまではでてきていません。

議長 例えばハウスを建てますと言って、許可後にハウス建てなかったら、指導はできますか。

事務局 できると思います。

議長 法的にはクリアされているのですね。

事務局 はい。

〇〇委員 すいません。このパンフレットの下に3ヵ月以内に事業の状況を報告するとなっているので、12月の農業委員会で報告されるのですね。

事務局 この会社の事業年度は6月末ですので、来年の今頃報告となります。

〇〇委員 このことも説明していますか。

事務局 しています。

議長 他の委員さん方がいますか。

委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第33号につきましては、申請通り承認いたします。

続きまして、議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

て上程いたします。事務局より説明願います。

事務局

はい。議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。

利用権設定件数は4件、11筆で、5,899㎡となっております。

1番から3番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。

また、全件が使用貸借権の設定です。

続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、671㎡、945㎡、482㎡の、合計2,098㎡です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年10月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は604㎡です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年10月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、809 m²、243 m²、1,265 m²の、合計2,317 m²です。

借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年10月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。

申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、198 m²、234 m²、220 m²、228 m²の、合計880 m²です。

借人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

令和2年10月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。

1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現在、〇〇さんが耕作されており、再設定ですので異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 借人の〇〇さんは野菜中心に耕作されています。規模拡大を図っています。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第34号につきまして、計画の決定を承認致します。

議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。
続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局 ①高収益作物次期作支援交付金について

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた高収益作物（野菜、花き、果樹、茶等）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する交付金です。対象者は、令和2年2月から4月に野菜、花き、果樹、茶の廃棄を含んだ出荷実績がある者。令和2年2月から4月に開園している観光農園で、収入保険、農業共済等に参加している又は、今後加入を検討することが条件となります。交付単価は10a当たり55,000円で、施設花きの場合は10a当たり800,000円、施設果樹の場合は10a当たり250,000円となっており、9月14日から申請が開始されます。なお、交付要件等、詳細につきましては、農林水産課

までお問い合わせいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。
他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和2年10月9日(金)午後1時30分から日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。
それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後1時57分に閉会を宣した。

閉会終了 午後1時57分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。